

新旧対照表

横浜市環境影響評価条例施行規則（平成23年6月横浜市規則第67号）

改正前			改正後		
別表第3（第40条）軽微な修正			別表第3（第40条）軽微な修正		
対象事業の種類	事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の要件	対象事業の種類	事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の要件
（省略）			（省略）		
11 運動施設、レクリエーション施設等の建設	（省略）		11 運動施設、レクリエーション施設等の建設	（省略）	
	形質変更区域の位置（都市公園の新設の事業に限る。）	<u>修正後の形質変更区域の面積が修正前の当該形質変更区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、2ヘクタール未満であること。</u>		形質変更区域の位置（都市公園の新設の事業に限る。）	<u>新たに形質変更区域となる部分の面積が修正前の形質変更区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、2ヘクタール未満であること。</u>
（省略）			（省略）		
（以下省略）			（以下省略）		

※下線部分が改正箇所